健康保険・年金

国民健康保険 | 後期高齢者医療制度 | 国民年金

国民健康保険

保険料や給付など国民健康保険全般についてまとめた「国保のしおり」を作成し、国保年金課や各区民事務所で配布しているほか、区Webなどでもご覧いただけます。

国民健康保険への加入

加入の対象となる方

区の国民健康保険には、次の方を除く全ての方が加入しなければなりません。

- 勤務先などの健康保険などに加入している方とその被扶養者
- 国民健康保険組合に加入している方とその世帯員
- 後期高齢者医療制度に加入している方
- 生活保護を受けている方
- 短期滞在（3カ月以下）などの外国人で住民登録をしていない方

問 国保年金課国保資格係　TEL 3908-1131

届け出（加入・脱退など）

以下のような場合は、届け出が必要になります。

- 勤務先などの健康保険をやめた/加入した時
- 生活保護を受けなくなった/受けた時
- 北区に転入/転出または区内転居した時
- 子どもが生まれた時
- 世帯主や氏名が変わった時　など

問 国保年金課国保資格係　TEL 3908-1131

国民健康保険の給付

医療機関にかかる時にマイナ保険証または資格確認書を提示すると、医療費の一部を負担することで診療を受けられます。

他にも、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの給付制度があります。

問 国保年金課国保給付係　TEL 3908-1132

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の加入対象者

- 75歳以上の方（75歳から自動的に加入）
 ※生活保護受給者は除く
- 65歳以上で一定の障害のある方（広域連合の認定を受けた日から加入）

届け出（加入・変更など）

以下のような場合は届け出が必要になります。

- 北区に転入/転出または区内転居した時
- 生活保護を受けなくなった/受けた時　など

後期高齢者医療制度の給付

医療機関にかかる時にマイナ保険証または資格確認書を提示すると、医療費の一部を負担することで診療を受けられます。

他にも、高額療養費、葬祭費などの給付制度があります。

問 国保年金課高齢医療係　TEL 3908-9069

国民年金

国民年金への加入

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、次のいずれかの被保険者として必ず国民年金に加入しなければなりません。

種別	加入者
第1号被保険者	自営業者・学生など
第2号被保険者	厚生年金に加入している会社員・公務員
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

※この他、希望して国民年金に加入し、被保険者（任意加入被保険者）になることができる場合もあります。

届け出

以下のような場合は届け出が必要になります。

- 会社などを退職した時
- 被扶養配偶者でなくなった時　など

問 国保年金課国民年金係　TEL 3908-1138・1139・1140